

【参考資料】

避難所の現状・課題について

令和6年11月

内閣府政策統括官（防災担当） 付
参事官（避難生活担当） 付

目次

I. 避難所に関する法律制度	… … 2
・ 指定避難所に関する制度の改正経緯	… 3
・ 避難所の生活環境の改善に向けた取り組み	…10
II. 避難所の現状	… …19
・ 指定避難所等の指定状況等	…20
・ 指定避難所の立地及び防災機能設備等の確保状況に関する調査	…22
・ 避難所の取組例（令和4年8月3日からの大雨等）	…25
III. 避難所の課題・運営方法	… …26
・ 避難所運営における主な課題と対応の考え方	…27
・ 避難所運営体制の確立	…30
✓ ボランティアとの連携	…31
・ 物資設備の確保	
✓ トイレの確保・管理	…33
✓ 食料の備蓄・管理（温かい食事の提供）	…36
✓ 寝床の改善（段ボールベッドの活用）	…38
・ 要配慮者等への対応	
✓ 女性の視点を踏まえた避難所運営	…40
✓ 配慮が必要な方への対応	…44
✓ ペットへの対応	…49
IV. 避難所整備に関する財政措置等	… …50

I . 避難所に関する法律制度



【平成25年 災害対策基本法改正】

- 東日本大震災では、多数の被災者が長期にわたり避難所生活を余儀なくされ、心身の健康確保等の取組が課題
- また、災害対策基本法に、避難所の指定・基準等に関し特段の規定はなく（市町村の地域防災計画において実質的に定められていた）、緊急時の避難場所と区別されていない場合もあり、安全面で課題
- 平成25年に災害対策基本法を改正し、避難所の指定・基準や環境改善等について新たに規定

《新たに規定した内容》

- ・災害時に一定期間滞在して避難生活を送る「避難所」と、切迫した危険からの逃れるための緊急の「避難場所」を区別するとともに、市町村長が予め指定・周知（相互に兼ねることも可能）
- ・指定避難所の基準の明確化（政令）
- ・避難所における生活環境の整備等

- 法改正を踏まえ、平成25年8月、「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を作成
平成28年には、指針を踏まえ、より具体的な対応を示すものとして、「避難所運営ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を作成

【令和3年災害対策基本法改正（内閣府令改正）】

- 令和元年東日本台風（台風第19号）等、近年頻発する風水害において、高齢者等の被害の割合が高かったことから、災害対策基本法を改正し、要配慮者の個別避難計画の作成について市町村の努力義務化
- 併せて、要配慮者の避難先となる福祉避難所についても、関連規定を整備（内閣府令の改正）

《新たに規定した内容》

- ・指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘を踏まえ、「一般避難所」と「福祉避難所」を区別するとともに、「指定福祉避難所」ごとに受入れ対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示する制度を創設

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の違いについて

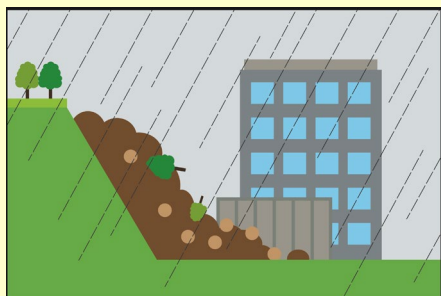
- 指定緊急避難場所と指定避難所の指定に際しては、以下の区別やそれぞれの指定基準等に十分留意の上、適切な指定をすること。（ただし、両者を兼ねて指定することも可能）

○指定緊急避難場所

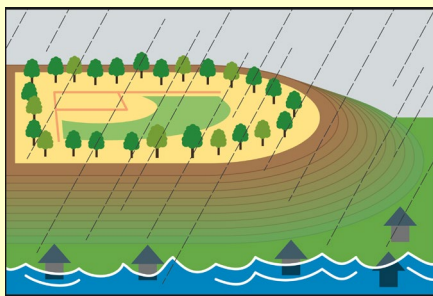
災害の危険から命を守るために緊急的に避難する場所。

土砂災害、洪水、津波、地震等の
災害種別ごとに指定が行われる。

【指定緊急避難場所のイメージ】



対象とする災害に対し、
安全な構造である
堅牢な建築物



対象とする災害の危険
が及ばない、グラウン
ド・駐車場

○指定避難所

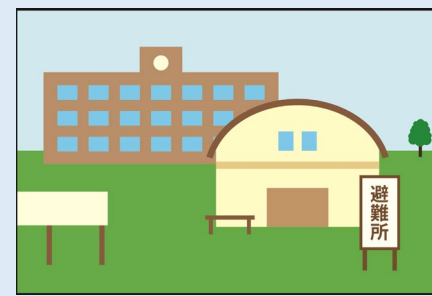
災害が発生した場合に避難をしてきた被災者が一定期間生活するための施設。

災害種別に限らず指定が行われる。
※災害種別を想定している場合もある

【指定避難所のイメージ】



公民館等の
公共施設



学校・体育館等の
公共施設

令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ最終とりまとめ（概要）

課題と背景

対応の方向性

令和2年12月25日公表

避難行動要支援者名簿関係	○ 避難行動要支援者名簿は、98.9%の市区町村で作成を完了しているが、真に避難支援を要する者を正確に把握できていない場合がある。		○ 避難行動要支援者名簿に掲載すべき者が掲載されないことを防ぐため、福祉専門職やかかりつけ医などの医療職のほか、<u>地域の鍵となる人や団体との連携</u>。
個別計画関係 ※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。	○ 過去の災害で高齢者や障害のある方が被害※を受けていることを踏まれば、<u>災害時の避難支援等を更に実効性のあるものにするためには、何らかの方策が必要である。</u> ※過去の災害における高齢者の死者の割合 ・ 令和2年7月豪雨 約79% ※65歳以上（うち熊本県 約85%） ・ 令和元年台風第19号 約65% ※65歳以上 ・ 平成30年7月豪雨 約70% ※愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60代以上（うち市町村別死者数最大の倉敷市真備町 約80%） ※70歳以上 ○ 個別計画の策定が必要な者の優先度や個別計画の内容を検討する際には、<u>当事者本人の心身の状況や生活実態等の情報が必要となる。</u>		○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別計画の策定が有効。個別計画について、制度上、市区町村が策定に努めなければならないものとして位置付け、さらに取組を促進。 ○ 市区町村が策定の主体となり、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員等の日常の支援者及び地域住民と連携して策定。 ○ 災害の危険度の高いところなど優先度の高い方から個別計画を策定。<u>並行して、本人（状況により、家族や地域）が記入する本人・地域記入の個別計画を策定。</u> ○ 人材の確保と育成を支援する仕組みづくり、市区町村の個別計画策定の取組に対する財政的な支援、また、<u>モデル地区を設定した取組を実施し検証することが重要。</u>
福祉避難所等関係	○ 平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。 ○ 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。 ○ また、要配慮者の避難先となるべき福祉避難所など福祉的な支援を受けられる施設やスペース等の位置付けや在り方が明確でない。		○ 個別計画の策定プロセス等を通じて、<u>事前に避難先である福祉避難所ごとに受入れ者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進。</u> ○ 福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、<u>受け入れ対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化し、福祉避難所における受け入れを促進。</u> ○ 小規模な施設やスペースでも、主として要配慮者の滞在が想定される場合は、<u>福祉避難所の指定が適当であること等を明確化。</u>
地区防災計画関係	○ 地区防災計画は、<u>地域のコミュニティレベルでの避難行動に大きく貢献するとともに、避難行動要支援者の把握や避難の呼びかけなどを通じて、個別計画を実践する上でも大変重要な役割を果たすことが期待される。</u> ○ 地区防災計画の普及について、地区住民等が計画素案を作成する際に、地区住民等の機運を高め、助言・誘導できるような計画作成支援者（地域での防災関係の有識者、市区町村職員など）が不足していることが課題である。		○ 事例集など地区防災計画の普及啓発の取組とともに、計画素案作成を支援する仕組み、人材の育成の仕組みを構築。 ○ <u>個別計画とあわせて災害の危険度の高い所から優先的に策定を促すとともに、地区防災計画の素案の策定が、地区のあらゆる人が参画するものとなり、また、個別計画がある場合には整合を図れるよう、防災、福祉、医療的ケアを理解する方など地域の様々な分野の方が関わる環境を整える。</u>

福祉避難所の確保・運営ガイドライン 主な改定のポイント（令和3年5月）

■改定の経緯

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」令和2年12月24日

<課題・背景>

- 障害のある人等については、福祉避難所ではない避難所で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があり、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある
- 指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずる懸念があるため、指定避難所としての福祉避難所の確保が進んでいない（令和2年現在9,072箇所） 等

改定の趣旨

指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化する

主な改定内容（記載の追加）

○指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示（災害対策基本法施行規則の改正に伴う措置）

- ・指定避難所について、指定福祉避難所を指定一般避難所と分けて指定し、公示する
- ・指定福祉避難所の受入対象者を特定し、特定された要配慮者やその家族のみが避難する施設であることを指定の際に公示できる制度を創設

※「高齢者」、「障害者」、「妊産婦・乳幼児」、「在校生、卒業生及び事前に市が特定した者」など受入対象者を特定した公示の例を記載

→受入れを想定していない被災者が避難してくる懸念に対応し、指定福祉避難所の指定促進を図る

○指定福祉避難所への直接の避難の促進

- ・地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセス等を通じて、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえつつ、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者を調整等を行う
- 要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する

○避難所の感染症・熱中症、衛生環境対策

- ・感染症や熱中症対策について、保健・医療関係者の助言を得つつ、避難所の計画、検討を行う
- ・マスク、消毒液、体温計、（段ボール）ベッド、パーティション等の衛生環境対策として必要な物資の備蓄を図る
- ・一般避難所においても要配慮者スペースの確保等必要な支援を行う

○緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化

※社会福祉法人等の福祉施設等における自治体の補助金に対する緊急防災・減災事業債活用も可能に

指定福祉避難所の公示

【制度改正の経緯】

○従前の「指定避難所」は、いわゆる一般避難所と、主として高齢者や障害者等の受入れが想定されるいわゆる福祉避難所について名称が定義されておらず、また、福祉避難所が指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障を生ずることが懸念された。

【制度改正の概要、ねらい】

- 災害対策基本法施行規則の改正（令和3年5月）により、指定福祉避難所ごとに受入対象者を特定し、指定の際に公示することができる制度を創設。
- この制度創設により、要配慮者の避難すべき先が明らかになり、想定していない被災者等の避難がなくなるとともに、避難者数、受入対象者への支援内容、必要な物資の内容や数量の検討、さらに、必要な物資の備蓄、非常用発電機などの設備の準備などにも役立つものと考えられる。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

- 指定福祉避難所の指定に当たっては、その受入対象者について当該指定福祉避難所の施設管理者等と調整すること。
- 指定福祉避難所の受入対象者は、特定された要配慮者とその家族のみが避難する施設であることを公示すること。
- 令和3年施行規則改正の施行時（令和3年5月20日）において、指定避難所の基準（災害対策基本法施行令第20条の6第1号から第5号）に該当する福祉避難所については、受入対象者を当該福祉避難所の施設管理者と調整の上、特定し速やかに公示することが望まれること。
- 指定福祉避難所の受入対象者を変更した場合は、適切に周知する観点から改めて公示すること。

【受入れ対象者を特定した公示の例】

< 高齢者の場合 >

高齢者、市が特定した者、高齢者（要介護3程度）

< 障害者の場合 >

障害者、市が特定した者、知的障害者・精神障害者（発達障害者）、身体障害者（視覚障害者、聴覚障害者）、在校生、卒業生及び事前に市が特定した者

< 乳幼児、妊産婦の場合 >

妊産婦・乳幼児

福祉避難所への直接避難

【有識者会議における指摘】

- 「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ（最終とりまとめ）」
 - ・指定避難所の一般避難スペースで生活することが困難な高齢者や障害のある人等が避難するに当たり、福祉避難所が二次避難所として運用される場合には、福祉避難所へ発災後、直ちに直接の避難ができないとの指摘がある。
 - ・障害のある人等については、福祉避難所でない避難所（以下「一般避難所」という。）で過ごすことに困難を伴うことがあるため、一般避難所への避難が難しい場合があるとの指摘がある。こうしたことから、平素から利用している施設へ直接に避難したいとの声がある。
 - ・地区防災計画や個別避難計画等の作成を通じて、避難先である福祉避難所ごとに、事前に受入対象者の調整等を行い、避難が必要となった際に福祉避難所等への直接の避難を促進することが適当である。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

- 指定福祉避難所へ直接に避難する者について、地区防災計画や個別避難計画等の作成プロセスを通じて、事前に指定福祉避難所ごとに受入対象者の調整等を行うこと。
- 要配慮者の意向（近所の人と一緒にいた方がいい等）や地域の状況等に応じ、地区防災計画及び個別避難計画により、指定一般避難所等の一般の避難所内の要配慮者スペース等を活用することも考えること。
- 被災者の直接の避難を想定していない指定福祉避難所にあっては、災害規模や状況に応じて、支援者の到着が間に合わない等、災害発生後初日に開設が間に合わない場合もあるため、市町村においては発災直後の要配慮者の避難先の確保について必要な検討を行うこと。
- 避難支援等関係者への情報共有にあたっては、指定福祉避難所の受入対象となる本人又は家族等の理解を得た上で、どの程度の情報を提供して差し支えないかを確認して、情報を整理し共有しておくこと。
- 非常用発電機等の設備の準備等について、指定福祉避難所の施設管理者等とあらかじめ調整し、必要な支援を行うこと。

(参考) 福祉避難所に直接に避難する仕組みと、一般避難所内の福祉避難スペースに避難してから福祉避難所に避難する仕組みを構築（新潟県上越市）

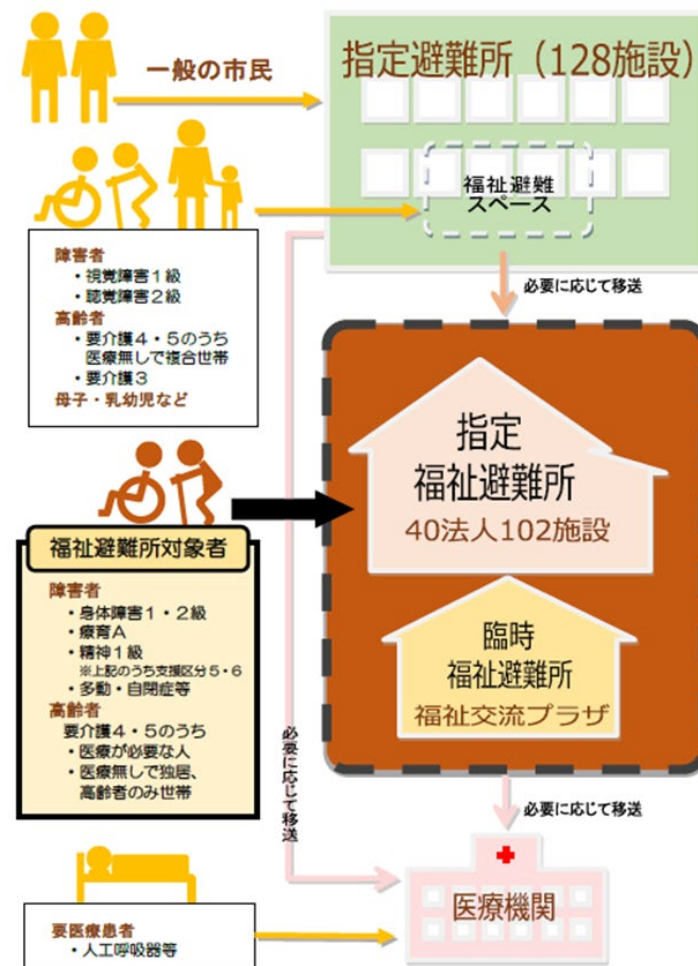
社会福祉法人等の協力を得て、高齢者福祉施設や障害者福祉施設を福祉避難所に指定。

福祉避難所は、要介護認定のある高齢者（要介護度4又は5の認定を受けた人のうち、特別な医療ケアが必要な人、ひとり暮らしの人、高齢者のみ世帯のいずれかに該当する人）及び障害のある人（身体障害者手帳1級又は2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかを所持している人のうち、障害支援区分5又は6の認定を受けた人）を対象。

あらかじめ市の聞き取り調査を終えて、避難する福祉避難所が指定されている人は、自宅から直接に避難。

福祉避難所が指定されていない人は、まずは近くの指定避難所内の福祉避難スペースを利用。

《避難のイメージ》



（備考）内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」より。



○市町村等には、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められるが、その取組にあたっての参考となるよう、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等を策定。

○合わせて、先進的な取組をまとめた事例集を作成。

「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」
(平成25年8月作成(平成28年4月改定))

→取組指針の下に、より具体的な対応について示すもの
としてガイドラインを作成

①避難所運営ガイドライン(平成28年4月)

②福祉避難所の確保・運営ガイドライン(平成28年4月)

③避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン
(平成28年4月)

「避難所における生活環境の改善および新型コロナウイルス感染症
対策等の取組事例集」(令和4年7月)

←令和4年4月改定

←令和4年4月改定

←令和3年5月改定

←令和4年4月改定

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要（１／２）

災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したものの。

〈構成と主な内容〉

第１ 平常時における対応

１．避難所の組織体制と応援体制の整備

- ・「避難所運営準備会議（仮称）」の設置
- ・避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修や訓練の実施

２．避難所の指定

- ・防災・安全交付金、耐震対策緊急促進事業、公立学校施設整備事業等の活用の検討
- ・福祉避難所の整備

３．指定避難所等の周知

- ・要配慮者に配慮した避難所の周知方法の準備
- ・指定した福祉避難所に関する情報の周知

４．避難所における備蓄等

- ・食料・飲料水の備蓄（アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクの備蓄等）
- ・仮設トイレ、紙おむつ、生理用品、燃料、自家発電装置、非常用発電機等の備蓄の検討

５．避難所運営の手引（マニュアル）の作成

- ・要配慮者に対する必要な支援を盛り込むこと
- ・担当者以外の者でも避難所を立ち上げることができるような簡易な手引の整備

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の概要（２／２）

第２ 発災後における対応

１．避難所の設置と機能整備

- ・ 設置した避難所の数が不足する場合、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ
- ・ 避難所不足時に優先的に入所させる避難者の検討
- ・ バリアフリー化、福祉避難室用のスペースの確保、男女別トイレ等の確保

２．避難所リスト及び避難者名簿の作成

- ・ 開設している避難所のリスト化
- ・ 氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性の有無等を記載した「名簿」の作成
- ・ 避難者名簿から被災者台帳への引き継ぎ

３．避難所の運営主体

- ・ 運営責任者の配置、避難者自身の役割分担の明確化
- ・ 様々な被災者の意見やニーズを吸い上げた避難所の運営

４．福祉避難所の管理・運営

- ・ 必要な福祉・保健医療サービスの提供や相談等に当たる介助員等の配置

５．食物アレルギーの防止等の食料や食事に関する配慮等

- ・ 避難所における食事の原材料表示、避難者自身によるアレルギー原因食品の情報提供
- ・ 各避難所への保健師等の巡回、避難所内の清潔保持等の環境整備

６．被災者への情報提供

- ・ 被災者・要配慮者への情報の提供
- ・ 市町村と避難所や地域間の相互の情報提供ルートの確立

７．相談窓口

- ・ 様々な避難者の意見を吸い上げるための相談窓口の設置
- ・ 就労支援等の相談窓口の設置

８．在宅避難

- ・ 在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等への見守り機能の充実・支援物資提供等
- ・ 被災者台帳の活用などによる避難所を拠点とした支援の実施（状況把握等）

避難所運営ガイドラインの概要

ガイドラインの目的

平成25年8月に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、「避難所において避難者の健康が維持されること」を目標に、その質の向上を目指すために、取り組むべき事項を分かりやすく整理。

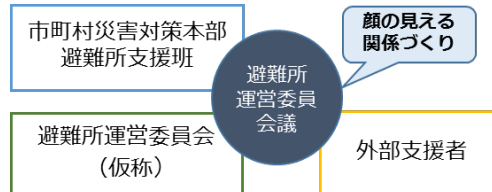
ガイドラインの内容等

○質の向上のための19業務を整理

災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において、実施すべき対応19業務を明示。

○横断的な避難所運営体制の整備を重視

平時より確立すべき、避難所運営のための庁内外の連携協働体制を整理。



○業務チェックリスト

優先すべき業務は◎で表示。
平時のみならず、災害時の進行管理にも活用可能。

※チェックリストはエクセルデータでも公開し、自由に編集して活用可能に。

項目 番号	仕事	いつ				※主担当 ○担当 ◎支援 を記入	備考	協働する団体
		準備	初動	応急	復旧			
対策項目1 災害対策本部・避難所支援班を確保する								
1-1	庁内メンバー（防災、福祉、上下水道、・・・別表○◎）の選定を実施する	◎				防災担当	☐	☐
1-2	庁外メンバー（社協、NPO・・・）の選定を実施する	◎				防災担当、福祉 福祉担当	☐	☐
1-3	避難所支援会議の位置づけを確立する	◎				防災担当、福祉 福祉担当	☐	☐
1-4	災害対策本部内で避難所支援会議を実施					避難所支援班		

避難所運営業務における対策項目一覧

運営体制の確立（平時）

1. 避難所運営体制の確立
2. 避難所の指定
3. 初動の具体的な事前想定
4. 受援体制の確立
5. 帰宅困難者・在宅避難者対策

避難所の運営（発災後）

6. 避難所の運営サイクルの確立
7. 情報の取得・管理・共有
8. 食料・物資管理
9. トイレの確保・管理
10. 衛生的な環境の維持
11. 避難者の健康管理
12. 寝床の改善
13. 衣類
14. 入浴

ニーズへの対応

15. 配慮が必要な方への対応
16. 女性・子供への配慮
17. 防犯対策
18. ペットへの対応

避難所の解消

19. 避難所の解消に向けて



災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）が、福祉避難所において良好な生活環境を確保できるよう、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を作成

第1章 平時における取組み

○指定福祉避難所の受入対象となる者の把握

- 受入対象者の概数を把握し、その人数の避難を可能とすることを目標に、指定福祉避難所の指定・整備を行う。

○指定福祉避難所の指定及び公示、周知

- 指定福祉避難所として利用可能な施設について、施設・設備の状況、職員体制、受入可能人数等を調査・整理し、災害対策基本法の基準を踏まえ、福祉避難所を指定する。
- 指定したときは、名称、所在地に加え、受入対象者を特定する場合にはその旨を公示する。（令和3年施行規則改正）
- 受入対象者の特定は、福祉避難所への直接避難の促進につながる。

○指定福祉避難所の整備、物資・器材等の確保

- 要配慮者が避難所における良好な生活環境を確保するための必要な施設の整備、物資・機材の備蓄を図る。
 - バリアフリー化、冷暖房設備、発電機、情報関連機器等
 - 介護用品、要配慮者に適した食料、補装具や、マスク、(段ボール)ベッド、パーティション等の衛生環境対策の物資等

○社会福祉施設、医療機関等との連携

- 専門的人材の確保や器材の調達、緊急入所等に関し、社会福祉施設や医療機関等との協力は必要であり、平時から連携を図る。

○運営体制・マニュアルの事前整備、訓練の実施

- 防災部局と福祉部局を中心とした横断的な組織を設置する。
- 保健・医療的な質の確保とともに、視覚・聴覚障害者への情報保障や知的障害者や発達障害者へのコミュニケーション支援など、避難者の状況に応じた福祉的な面での質の確保も図る。
- 設置・運営マニュアルを作成するとともに、訓練や点検により定期的な見直しを行う。

第2章 災害時における取組み

○指定福祉避難所の開設

- 高齢者等避難が発令された場合等は、指定福祉避難所を開設する。その際、施設管理者とともに施設の安全性を確認する。
- 予め指定した福祉避難所では収容定員が不足する場合は、旅館・ホテル等の借り上げ等を行う。
- 指定福祉避難所には、概ね10人の要配慮者に1人の生活相談員等を配置し、備蓄や調達により電気や水を早急に確保する。

○運営体制の整備

- 指定福祉避難所の設置・管理は、市町村と施設管理者が連携して実施する。
- 都道府県と連携し、指定福祉避難所と災害対策本部等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う担当職員を配置するとともに、専門的人材やボランティアの配置を行う。

○要配慮者への支援

- 避難者名簿を作成するとともに、福祉サービス事業者、保健師等と連携を図り、要配慮者に対して必要な福祉サービスを提供する。
- 在宅での生活の継続が困難な要配慮者等については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

第3章 協定等による福祉避難所等の活用

○協定等による福祉避難所等の活用

- 要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、協定等による福祉避難所を設定することも考えられる。
 - ※指定福祉避難所の基準に適合するものは、指定福祉避難所として指定し、公示することが望ましい。

取組指針等の改定(令和4年4月)の概要①



- 避難所をめぐっては、新型コロナウイルス感染症への対策、生活環境等の改善、防災機能設備等の確保、立地状況を踏まえた適切な開設、女性の視点を踏まえた避難所運営など、様々な対応が必要となっていることから、以下の取組指針等について所要の改定を行った。

- ・ 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月（平成28年4月改定））
- ・ 避難所運営ガイドライン（平成28年4月）
- ・ 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（平成28年4月）

主な改定事項

○感染症への対策

- これまでに内閣府、厚生労働省等が示した避難所における新型コロナウイルス感染症対策に関する通知の内容を踏まえ、感染症対策に必要な取組を記載
 - ・ マスク・手指消毒等の備蓄確保、パーティション等による避難者スペースの確保、避難所の利用計画の作成、感染症の疑いのある者の部屋の確保、換気の実施、感染症患者が出た時の対応の検討、感染症対策を踏まえた避難所運営訓練の実施などを追記
- 避難者の健康管理及び避難所の衛生管理を追記

○生活環境等の改善

- 近年の災害において課題となっている取組について記載。
 - ・ 避難所内で使用する毛布、シーツ等について、燃えにくい素材のものを使用するなど適切な防火対策に努めるよう追記
 - ・ 温かい食事の提供や栄養管理について、企業による弁当の提供について協定を結んでおくことを追記
 - ・ 段ボールベッド等の簡易ベッドについて、平時の準備段階から確保するものと修正
 - ・ 熱中症対策として、「のどが渇いてなくても、こまめに水分を取るよう周知すること」を追記
 - ・ 被災者の情報入手手段として、Wi-Fiの確保を追記
 - ・ 携帯電話、スマートフォンの充電手段の確保について、平時から準備するよう追記
 - ・ 避難所における管理栄養士等への相談を追記

○防災機能設備等の確保

- 「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和4年1月13日、内閣府（防災担当））の内容を反映。
 - ・ 防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水の確保対策、冷房機器、暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）について、平時の充実強化及び近隣の民間事業者等との協定締結を追記
 - ・ 非常用発電機等の設置には、再生可能エネルギーを含むことを追記
 - ・ 防災機能設備等の整備状況を確認し、災害時に必要となる容量、個数などを検討することを追記

取組指針等の改定(令和4年4月)の概要②



○立地状況を踏まえた適切な開設

- 「指定避難所における立地状況を踏まえた適切な開設及び防災機能設備等の強化の推進について（通知）」（令和4年1月13日、内閣府（防災担当））の内容を反映。
 - ・ 災害ハザードエリア内にやむを得ず指定避難所を指定している場合、開設する災害の種類を想定し、避難所の開設に当たっては、必要に応じて安全性を確認等することを追記
 - ・ 風水害の場合に、想定浸水水位以上の階などを避難所として開設することとする場合には、①備蓄倉庫を想定浸水水位以上の階に設置、備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制を整えておくこと、②受変電設備の浸水対策（嵩上げ・移設）等を行うことを追記

○女性の視点を踏まえた避難所運営

- 内閣府防災担当と男女共同参画局の女性職員からの「防災女子の会からの提言」（令和3年5月17日、防災女子の会）、「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」（令和2年5月、内閣府男女共同参画局）の記載内容等を反映。
 - ・ 運営責任者に女性と男性の両方を配置、住民による自主的な運営組織への女性の参画、女性による女性用トイレや女性用更衣室等の巡回、女性による被災者のニーズの聞き取り、生理用品等の備蓄、間仕切り等によるプライバシーの確保、物干し場・更衣室等の男女別設置、安心して使用できる場所に配置等を追記

○ボランティア・NPO等の参加

- 「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）提言」（令和3年5月、内閣府）の内容を反映。
 - ・ 避難所運営委員会（仮称）や同委員会が実施する避難所運営会議にボランティアやボランティア団体等に参加を促すなど、平時から顔の見える関係を構築することなどを追記

○在宅避難者の把握

- 災害時における在宅避難者等の避難状況の把握を追記
- 在宅避難には、親戚・知人宅への避難も含まれることを追記

○トイレ対策

- 下水道施設（下水道管路や下水処理場）が被災した場合に備えた対策を追記（マンホールトイレの整備にあわせた下水道処理施設の耐震化、避難所における災害時の利用を想定した合併処理浄化槽の設置）



コロナ禍における避難スペースの
設営訓練（岡山県倉敷市）



炊き出しの様子
（長崎県雲仙市）



可搬型空調設備設置訓練
（宮城県東松島市）



プラグインハイブリッドEVによる電源
供給訓練（宮城県東松島市）

避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策等について



✓コロナの5類引き下げ（R5.5.8）に伴い、避難所におけるコロナ感染症対策について自治体に周知

	避難所における従来の取扱い	コロナ対策の方向性	避難所における対応の方向性
マスク	(基本的対処方針（令和5年2月10日改定）に基づき対策を実施）	○個人の判断が基本 ○高齢者等が多く集まる場所では着用を推奨等 (令和5年2月10日 新型コロナ対策本部)	○個人の判断が基本 ○高齢者等が多く集まる避難所では着用を推奨等 (令和5年3月31日 通知)
自宅療養者の情報共有（宿泊療養施設）	○自宅療養者は宿泊療養施設への避難が原則 ○関係部局が連携し、自宅療養者の情報を共有し、予め避難方法を定めて本人に連絡 (令和3年5月13日 通知 等)	○隔離のための宿泊療養施設は終了 (令和5年3月10日 新型コロナ対策本部) ○患者及び濃厚接触者の外出自粛の要請も終了 (令和5年4月14日 厚労省コロナ対策推進本部)	○宿泊療養施設が終了するとともに、外出自粛の要請も終了するため、 従来の取扱いは求めない (令和5年4月28日 通知)
基本的な感染対策 （手指衛生 換気 三密の回避） その他の感染対策	○手指衛生等の徹底 ○十分な換気の実施 ○避難者の十分なスペースの確保 ○可能な限り多くの避難所の開設 (令和2年4月7日 事務連絡 等) ○避難所受付時の健康状態の確認 ○清掃等避難所の衛生環境の確保 ○発熱、咳等の症状が出た者のための専用スペース等の確保 等 ※避難所のレイアウト例の提示 (令和3年5月13日 通知 等)	○個人及び事業者の判断が基本 ○手指衛生や換気は基本的感染対策として引き続き有効 ○流行期において、 <u>高齢者等は三密を避けることが有効</u> （避けられない場合はマスク着用が有効） (令和5年3月31日 厚労省コロナ対策推進本部) ○入場時の検温や、入り口での消毒液の設置等については、効果やコスト、他の対策との代替可能性等を勘案して判断 (令和5年3月31日 厚労省コロナ対策推進本部) ※高齢者施設では、 <u>面会時の検温、面会後の清掃・消毒、感染者の個室避難等の対策を当面継続</u> (令和5年4月18日 厚労省老健局)	○個人及び事業者の判断が基本 ○引き続き、 ・ <u>マスク、手指消毒液など感染対策として必要な物資を確保</u> ・ <u>適切な換気の実施</u> ・ <u>十分なスペースの確保、旅館・ホテル等と事前に協定を締結</u> について、取組指針等に基づき実施 ○上記に併せ、引き続き、 ・ <u>検温や問診等、避難者の健康状態の確認</u> ・ <u>清掃や消毒等、避難所の衛生管理</u> ・ <u>感染者等の専用スペース等の確保</u> 等 について、取組指針等に基づき実施 ※レイアウト例は、引き続き活用可能 (令和5年4月28日 通知)

取組指針等：「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」・「避難所運営ガイドライン」

避難所における生活環境の向上を図ることを目的として、平時や災害発生時に自治体が行った避難所の運営等に関する実態を調査し、明らかになった課題を踏まえ、事例集を作成し、自治体に周知。

地域の実情に応じた取組を促進することにより、平時からの事前準備を充実させ、災害発生時における円滑な対応を図る。

1 避難所における生活環境の向上に向けた実態調査

<実態調査>

全自治体を対象に、下記項目について調査を実施

- ・避難所運営全般、トイレ、食事、寝床・プライバシーの確保、住民への周知、収容人数（一般避難所の確保）、避難所機能・レイアウト、ホテル・旅館、車中泊避難者、福祉避難所・福祉避難スペース

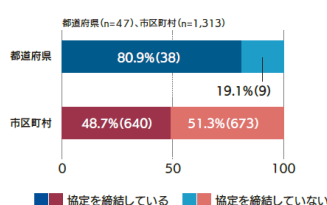
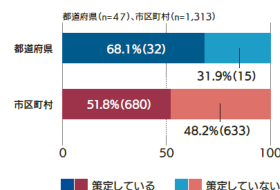
47都道府県、1,313市区町村から回答・集計

<調査結果（抜粋）>

○ トイレ

トイレ確保・管理に関する計画・マニュアル等を策定しているか

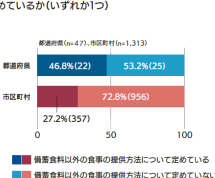
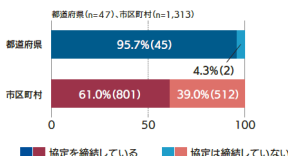
トイレを迅速に調達できるよう、あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結しているか（いずれか1つ）



○ 食事

民間企業やNPO団体等と食事の調達・提供、調理師の派遣、口腔ケア等に関する協定が締結されているか（いずれか1つ）

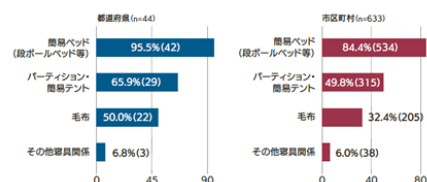
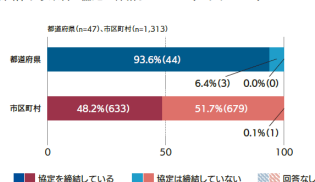
一定期間経過後の食事の調達の確保について、備蓄食料以外の食事の提供方法（メニューの多様化、温湯水の提供、炊飯（ラップ）の確保、要配慮者（咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者、食物アレルギーを有する者等）について定めているか（いずれか1つ）



○ 寝床・プライバシー

簡易ベッド（段ボールベッド等）、パーティション等の調達について関係団体や事業者と協定を締結しているか（いずれか1つ）

調達物資は何か（あてはまるもの全て）



2 避難所における生活環境の向上に向けた取組事例

<事例（抜粋）>

1. 体制確保

- ・避難所ごとの運営マニュアル作成の啓発（愛媛県）
- ・デジタルを活用した避難所運営の推進（宮崎県都城市）
- ・女性の視点を踏まえた避難所運営マニュアルの整備（山梨県甲斐市）等

2. トイレ環境の整備

- ・避難所のトイレに関する実践マニュアルを策定（徳島県）
- ・トイレカーの導入と災害時相互派遣協定の締結（兵庫県南あわじ市・愛媛県宇和島市・長崎県島原市）等

3. 食事の確保

- ・飲食店組合との専門職による炊き出し体制の確保（熊本県益城町）等

4. 寝床・プライバシーの確保

- ・開設時からの避難所の寝床環境の整備（熊本県益城町）

5. 避難所の機能

- ・全避難所に避難所機能強化のためのタブレットを配備（東京都文京区）
- ・電気自動車を活用した避難所での電力確保（福岡県福岡市）
- ・コンテナ型移動式ランドリーを活用（兵庫県養父市）
- ・避難者等のための入浴支援マニュアルの作成（熊本県）等

6. ホテル・旅館等

- ・広域避難のためのホテル・旅館等への避難体制の確保（東京都板橋区）等

7. 車中泊反射への対応

- ・災害時における車中泊避難ガイドの作成（愛知県刈谷市）

8. 福祉避難所・福祉スペース

- ・障害のある子どものための指定福祉避難所を整備（兵庫県三田市）
- ・母子を対象とした福祉避難所を整備（千葉県鴨川市）等



デジタルを活用した避難所運営



トイレカーの派遣



段ボールベッド等の簡易ベッドの整備



コンテナ型ランドリー車

避難所における生活環境の改善や、新型コロナウイルス感染症対策等の促進のため、各自治体等において取り組まれている先進的な事例を収集した事例集を作成し、各自治体に周知。**地域の実情に応じた取組を促進することにより、平時からの事前準備を充実させ、災害発生時における円滑な対応を図る。**

1. 生活環境に配慮した避難所運営の取組

1. 食料・物資の確保・管理

- ・温かい食事の提供のため調理師会との協定締結（和歌山県）
- ・キッチンカーの駆けつけによる温かい食事の提供（民間事業者）
- ・民間企業との協定に基づく食料の確保（兵庫県神戸市）等



キッチンカーによる温かい食事の提供

2. トイレの確保・管理

- ・災害派遣用トイレトレーラーの導入（静岡県富士市）
- ・3日分の携帯トイレの備蓄（福岡県大牟田町）
- ・防火水槽を利用したマンホールトイレの整備（宮城県東松島市）等



災害派遣用トイレトレーラー

3. 健康への配慮

- ・温泉事業者による入浴機会の提供（佐賀県大町町）
- ・段ボールベッドを活用した避難所運営（熊本県人吉市）
- ・パーティション制作企業との協定の締結（長崎県雲仙市）
- ・企業との協定に基づいたスポットクーラー等の確保（広島県広島市）
- ・停電時も利用可能なLPガス発電による空調整備（大阪府箕面市）等



パーティションによる区分け

4. 様々なニーズへの対応

- ・大学等と連携した妊産婦・乳児救護所（東京都文京区）
- ・NPOと連携した子どもの居場所づくり（熊本県人吉市）
- ・ペット同行避難の手引書作成・訓練の実施（京都府京都市）等



スポットクーラーの設置

5. 備蓄計画

- ・市民が必要物資を備えるためのチェックリスト（兵庫県神戸市）
- ・備蓄目標の設定と物流を考慮した備蓄計画（大阪府吹田市）
- ・備蓄計画策定と支援物資提供に関する協定（岩手県北上市）等



NPOによる学習支援

6. 再生可能エネルギー等の活用

- ・太陽光発電による避難所の電源確保（埼玉県さいたま市）
- ・バイオマス熱利用設備による暖房設備（北海道足寄町）
- ・SNSを活用した電気自動車等の派遣（兵庫県神戸市）



太陽光パネル

7. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・NPOと連携した効果的な避難所運営（岡山県倉敷市）
- ・宗教団体と連携した避難所の確保（長野県長野市）等

2. 新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営の取組

1. 指定避難所以外の避難所の活用

- ・親戚・知人宅等への避難による3密回避（佐賀県大町町）
- ・広域避難時の宿泊施設利用等に係る補助金交付（東京都江戸川区）
- ・中小企業大学校を活用した乳幼児の避難所設置（熊本県人吉市）等

2. 避難所における新型コロナウイルス感染症対策

- ・保健師の巡回による避難者の健康状態の把握（長崎県雲仙市）
- ・コロナ禍での炊き出しのガイドラインの作成（佐賀県大町町）
- ・感染症対策に配慮したレイアウトや発熱者の区分け（岩手県北上市）

3. 感染症対策を考慮した運営マニュアル等の作成と訓練の実施

- ・感染症に対応した避難所運営ガイドラインの作成等（大阪府吹田市）
- ・間仕切り設置等、感染症対策を取り入れた各種訓練の実施（宮城県東松島市）等

4. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・保健所との連携による自宅療養者等のリストの共有（長崎県雲仙市）
- ・自主防災会の避難所開設等の協力、マイスター認定制度（岩手県北上市）
- ・医師会、医療機関と連携した避難所運営訓練の実施（熊本県玉名市）



ガイドラインに基づいた炊き出し



簡易間仕切り設置訓練



自主防災組織による訓練

3. 在宅避難者の支援に関する取組

1. 在宅避難者・車中避難者への対応

- ・エコノミークラス症候群等の注意事項や車中避難場所の周知（京都府）
- ・保健師・行政職員協働の巡回訪問（熊本県人吉市）等



交流支援拠点での物資配布

2. 関係機関等と連携した避難所運営体制の構築

- ・物資提供や生活相談を目的とした「支援交流拠点」の設置（佐賀県大町町）
- ・関係機関と連携した在宅避難者のフォローアップと対策組織の立ち上げ（佐賀県大町町）

Ⅱ．避難所の現状

指定避難所等の指定状況等(令和5年10月1日現在)



○ 地方公共団体における指定避難所等の指定状況等について調査（令和5年10月1日時点）を実施。

○ 調査結果

(1) 指定避難所

①指定避難所：82,911箇所（R4.12.1時点：82,184箇所（+727箇所））（図1）

うち、指定一般避難所：73,513箇所（88.7%）

指定福祉避難所：9,398箇所（11.3%）

②指定福祉避難所（9,398箇所）のうち、受入対象者を特定している指定福祉避難所：8,777箇所（93.4%）（図2）

(2) 福祉避難所

福祉避難所：26,116箇所（R4.12.1時点：25,356箇所（+760箇所））（図3）

うち、指定福祉避難所：9,398箇所（再掲）（36.0%）

協定等により確保している福祉避難所：16,718箇所（64.0%）

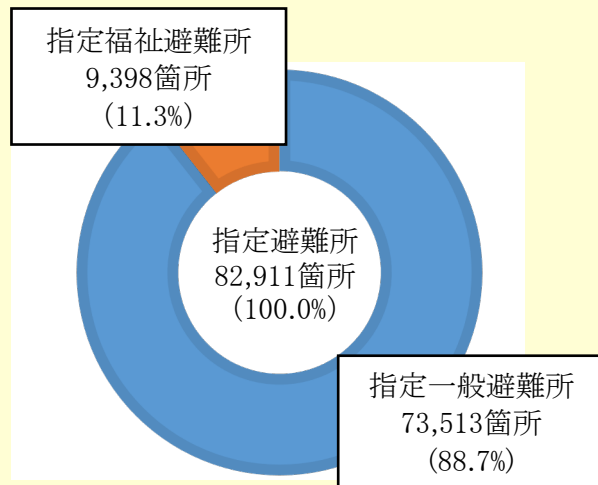


図1 指定避難所の内訳

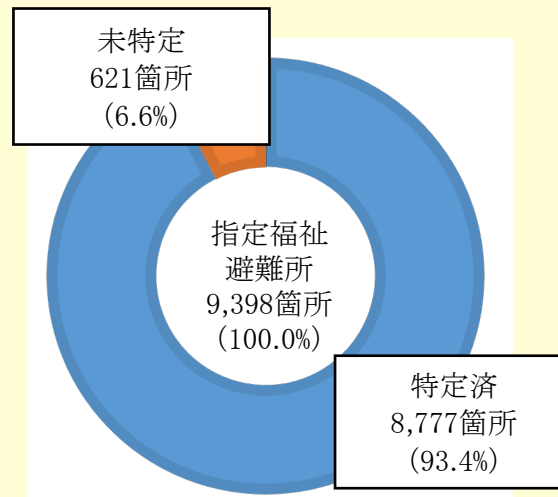


図2 受入対象者を特定している指定福祉避難所数

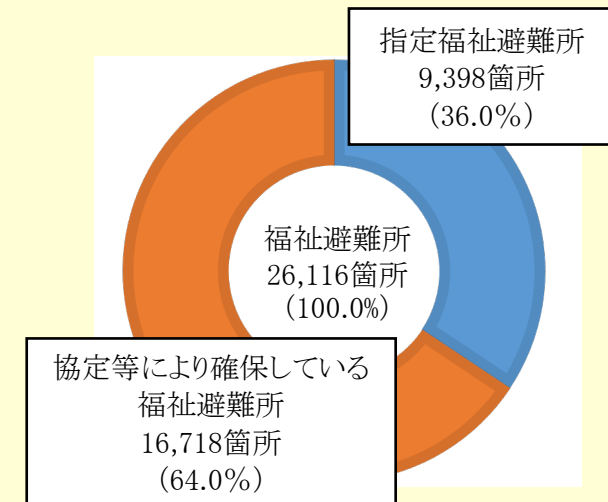


図3 福祉避難所の内訳



	指定避難所数	備考
平成26年10月 1 日現在	48, 014	
平成27年10月 1 日現在	54, 354	
平成28年 4 月 1 日現在	65, 030	
平成29年 4 月 1 日現在	70, 947	
平成30年 4 月 1 日現在	74, 050	
平成30年10月 1 日現在	75, 895	
令和元年10月 1 日現在	78, 243	
令和 2 年10月 1 日現在	79, 291	
令和 3 年12月 1 日現在	81, 978	指定一般避難所 74, 189 指定福祉避難所 7, 789
令和 4 年12月 1 日現在	82, 184	指定一般避難所 73, 474 指定福祉避難所 8, 710
令和 5 年10月 1 日現在	82, 911	指定一般避難所 73, 513 指定福祉避難所 9, 398

(備考)

1. 「平成26年10月 1 日現在」から「平成30年 4 月 1 日現在」は、消防庁「地方防災行政の現況」より。「平成30年10月 1 日現在」以降は、内閣府資料より。
2. 「指定一般避難所」及び「指定福祉避難所数」は、「令和 3 年10月 1 日現在」から数値を集計。



1. 調査の項目

- 調査対象：全国の地方公共団体における指定避難所
- 調査時点：指定避難所の立地状況は、令和2年10月1日現在、及び防災機能設備等の確保状況は、令和4年10月1日現在
- 調査内容
 - ・指定避難所における災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況
 - ※防災機能設備等を敷地内に確保しているほか、近隣の公共施設や民間事業者との協定等により、防災機能設備等を優先して利用できることとなっている指定避難所
 - ・指定避難所の立地状況
 - ・浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内、津波災害警戒区域内にある指定避難所の災害時の開設・運用の方針

2. 指定避難所の数 79,285か所（令和2年10月1日現在）
 82,184か所（令和4年10月1日現在）

《災害時に利用可能な防災機能設備等の確保状況》

令和4年10月1日現在

防災機能設備等	指定避難所数	確保している 指定避難所数	割合
非常用発電機等（太陽光発電機、蓄電池等を含む）	82,184	52,470	63.8%
飲料水の確保対策		61,488	74.8%
冷房機器		51,744	63.0%
暖房機器		61,589	74.9%
ガス設備等（LPガス等を含む）		56,639	68.9%
通信設備		51,852	63.1%
断水時のトイレ対策		58,934	71.7%

※民間の事業者等との協定等により、優先的に利用できる場合も含む。

《立地状況》

令和2年10月1日現在

	指定避難所数	該当数	割合
浸水想定区域内に立地	79,285	24,254	30.6%
土砂災害警戒区域内に立地		11,959	15.1%
津波災害想定区域内に立地		3,984	5.0%

《開設・運用の方針》

<風水害>

	市町村数	割合
全国の市町村数	1,741	—
(1) 浸水想定区域内に立地する場合	1,257	72.2%
ア. 原則として開設しない（避難所として想定していない）	318	18.3%
イ. 避難所として使用する場合には、災害の状況や施設・敷地等の被害の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行い、想定浸水水位以上の階などを開設する	933	53.6%
ウ. その他 ※1	6	0.3%
(2) 土砂災害警戒区域内に立地する場合	1,123	64.5%
ア. 原則として開設しない（避難所として想定していない）	310	17.8%
イ. 避難所として使用する場合には、災害の状況や施設・敷地等の被害の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行い、開設する	796	45.7%
ウ. その他 ※2	17	1.0%

※1 広域避難についても検討している、浸水想定区域外の建物の部分を使用するなど

※2 土砂災害警戒区域外の建物の部分を使用するなど

避難所の取組例(令和4年8月3日からの大雨等)



各自治体では、長期間開設された避難所の生活環境の向上を図るため、様々な取組が行われた。

《段ボールベッド・寝床》

- 備蓄していた段ボールベッドを避難者に提供
- 畳敷の和室にはマットレス・布団を配布

《プライバシーの確保》

- パーティションを活用
- 世帯ごとに教室を割り当て

《食事》

- ボランティア団体による炊き出しの提供
- 避難者が自炊できるカセットコンロを設置

《トイレ》

- 避難所の既設トイレを活用

《冷房》

- 冷房のある教室を使用
- 人が集まる共用部分にスポットクーラーを設置

《要配慮者》

- バリアフリー対応のホテルを要配慮者の方の避難所として活用
- 老人保健施設を福祉避難所として開設



段ボールベッド（外ヶ浜町）



パーティション（村上市）



炊き出しの提供（外ヶ浜町）



スポットクーラー（外ヶ浜町）

トイレについては、外ヶ浜町等で最低20人／基を確保
スペースについては、外ヶ浜町等で最低3.5㎡／人を確保
(避難所開設4日目時点の状況)

Ⅲ. 避難所の課題・運営方法

避難所運営における主な課題と対応の考え方

✓避難所における質の向上に取り組むことは、避難者の健康を守り、その後の生活再建への活力を支える基礎となる。市町村等は、速やかな避難所の開設・運用、避難所における良好な生活環境の確保のため、避難所運営をめぐる様々なニーズに対応することが必要である。

課題と背景

対応の考え方

避難所運営体制 の確立	・避難所運営業務は多種多様に渡るので、避難所の質の向上を図るためには、防災部局と保健福祉部局のみでの対応は困難なこと ・被災市町村の職員のみで、十分な避難所運営要員を確保することが難しいこと	・上下水道、廃棄物等、様々な部署の参画が必要なので、平時より横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確し、平時より備えること、 ・災害時を想定した研修や訓練を実施しておくこと、 ・自治会、自主防災組織、ボランティア等と積極的に連携し、平時から顔の見える関係を構築すること、 ・要員が不足する場合、速やかに都道府県に対し、必要な職員の応援派遣を要請すること
物資・設備の 確保	・発災時に避難所の良好な生活環境を確保するために、トイレ・食事・寝床等の確保、プライバシー対策、暑さ寒さ対策等として、備蓄物資を提供し・施設設備を整備しておく必要があること	・平時より、最大避難者数を想定し、必要な備蓄を推進すること、 ・他の自治体との災害援助協定や、事業者団体などの物資供給協定の締結を図っておくこと、 ・国の各種補助制度、地方財政措置等を活用し、避難所の施設整備の活用を検討すること
要配慮者等への 対応	・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病の方、傷病者、医療的ケアを必要とする者等、困っている人に対し、機敏かつ臨機応変に対応することが求められること	・要配慮者の特性に配慮し、必要な福祉避難所を確保しておくこと、 ・医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておくこと。福祉避難所で、あらかじめ必要な受入準備を検討しておくこと。

(参考) 「被災者支援のあり方検討会」 委員・提案のまとめ (抜粋) ①

令和5年2月16日「被災者支援のあり方検討会(第5回)」資料より

I. 当面对応すべき事項(今年度中に検討に着手すべきもの)

1. 被災者支援に係るメニューの充実

①避難生活の環境改善

- 避難生活が長期化した場合であっても、避難生活の環境が維持・改善されるよう、対応を検討すべきではないか。特に、中長期の避難生活によって生じる課題やその対応について、避難所の主な運営者となる行政職員や地域住民もイメージできていないことが多い、時代に即した避難所の生活環境の充実に図っていくことが必要ではないかとの意見がある。

(1)トイレ

避難所におけるトイレの確保は、衛生環境を維持し、健康被害が生じることを防ぐ観点から極めて重要である。発災直後は上下水道が使用できない可能性もあるため、各家庭、企業・団体、行政における十分な数の携帯トイレや簡易トイレの備蓄が必要である。また、避難所におけるマンホールトイレの整備等を進めるとともに、女性やこども、高齢者、障害者などが安心して使用できるトイレの整備・確保を進めることが必要ではないか。その際、手洗いの確保等の衛生環境にも留意が必要ではないか。

(2)食事

栄養の偏りや、温食ではない等、避難生活における食事の課題が健康被害につながることもある。例えば、災害救助法の運用等により、

- ・スーパー・コンビニエンスストアや地元飲食店等への委託
- ・自衛隊、地元住民、ボランティア、NPOや民間事業者による炊き出し
- ・避難者自らによる調理

等の選択肢があるが、その選択肢の全体像が見えている行政職員は少なく、非常食やパン、弁当の提供にとどまっている自治体も少なくないとの意見がある。

また、避難者も食事は支給されるものという認識が定着しているので、食材や調理用具の提供を受けながら、自分たちで作ることができるという感覚はほとんどないとの意見がある。

以上のことについて、行政職員だけではなく、地域住民にも知ってもらうことにより、課題改善へつながるのではないか。

(3)寝床

簡易ベッドや段ボールベッド、間仕切りの導入を進めるとともに、人が安心・安全に睡眠をとり、体を休める環境として、中長期的な暮らしの場として機能させるため、寝具やリネンの確保、ダニ・カビ対策等の衛生環境の整備が必要ではないか。

- 現状、避難所及び福祉避難所については、収容人数をどのように考えるのか、考え方の基礎となるものがない。コロナ禍では、一人当たりのスペースを十分に確保することとしているが、それを参考に検討すべきではないか。その際、避難所は、寝床だけではなく、男女別の更衣室や、授乳室・おむつ替えのスペース、子どもの遊び場など様々な機能が必要となるため、それらも踏まえ、検討することが必要ではないか。また、スペースの確保とあわせて、避難所の確保を着実に進めていくことも必要ではないか。令和3年の災害対策基本法施行規則の改正により、指定福祉避難所の受入対象者を特定して公示する制度が創設されたところであり、指定福祉避難所の指定を促進することも必要ではないか。

(参考) 「被災者支援のあり方検討会」 委員・提案のまとめ (抜粋) ②

2. 被災者支援に係る体制の構築・強化

①避難生活の環境改善

- 中長期的な避難生活の課題やその対応について、行政職員も地域住民もイメージが浮かぶ人は少ないとの意見がある。特に、避難所の運営が中長期に及ぶ場合には、行政のマンパワーだけでは足りないため、自治体間応援などによる行政のマンパワーの増強に加えて、自主防災組織や自治会などのコミュニティ、さらに避難者一人ひとりの主体的な行動が必要となるのではないかな。

住民同士の助け合いの促進を図るため、意欲ある地域のボランティア人材に、避難生活環境向上のスキルを身につけてもらうための体系的なスキルアップの機会を提供するべきではないかな。

- 行政職員の災害救助法の運用力を高めるためには、具体の事例に即して考えることが必要である。行政職員が判断に迷う部分については、以下のような事項が多いとの意見がある。

- ・資金をどこから拠出するのか
- ・市町村の求めに都道府県の同意を得られるかどうか
- ・支援活動を動かすための事業者との調整又はマンパワー不足 等

これらについて整理した上で、研修を含め、行政職員の運用力を高める方法を検討すべきではないかな。

- コロナ禍におけるホテル・旅館等の宿泊施設の活用を参考として、引き続き、宿泊施設の活用を進めることが重要であるが、その際、各宿泊施設への避難者の割振や避難者を受け入れる宿泊施設への人的支援を検討する必要があるのではないかな。

避難所運営体制の確立

【避難所運営体制の確立のねらい】

- 全庁体制で取り組む気概を持って、防災担当だけではなく、要配慮者担当等の関係する複数の担当課が事前に横断的な体制を組み、それぞれの役割分担を明確にした上で、いざとなった時に備えるべき。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

【平時における対応】

- 市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健衛生関係部局が中心となり、男女共同参画部局等の関係部局が協力すること。要配慮者や在宅者への支援も視野に入れて連携し、避難所についての災害時の対応や役割分担などについて決めておくこと。
- 各避難所の運営について、あらかじめ運営責任者を決定しておくほか、市町村が中心となり、学校等施設の管理者、自治会・自主防災組織・ボランティア等との間で、日頃からの協力関係を構築しておくことが望ましいこと。
- 平時から災害時を想定した研修や訓練を実施すること。

【発災時における対応】

- 避難所を設置した場合には、運営責任者を配置し、避難所の運営を行うこと。運営責任者（リーダーや副リーダー）の配置に当たっては女性と男性の両方を配置すること。
- 避難所の運営担当者は、避難所の設置後、施設管理者や市町村職員による運営から避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織やNPO・NGO・ボランティアの協力を得るなどして、その立上げや地域のコミュニティ維持に配慮した運営になるよう支援すること。
- 被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合には、速やかに都道府県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）等の必要な職員の応援派遣を要請すること

市町村災害対策本部・避難所支援班

防災・福祉・保健・医療・経済・環境などの部局から選定されたメンバーで構成。平時から、避難所支援に関して、部局を超えた連携が重要。

顔の見える
関係づくり

避難所
運営会議

避難所運営委員会（仮称）

市町村防災担当者、避難所運営責任者（避難者（自治会・自主防災組織等）の代表者）、施設管理者、避難所派遣職員、必要に応じて、市町村関係部局の担当者、防災リーダー等のボランティア、NPOの代表者。

外部支援者

- | | |
|---------------|---------------|
| ○社会福祉協議会 | ○警察 |
| ○NPO・一般ボランティア | ○都道府県 |
| ○医療・福祉事業者等 | ○他自治体からの応援職員等 |

避難所運営体制イメージ図

ボランティアとの連携

【ボランティアとの連携のねらい】

- 令和3年5月、内閣府防災担当の有識者会議である「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」の提言が公表。
 - ・意欲のある地域の人材に対して、体系的なスキルアップの機会を提供することで、避難生活支援の担い手となる災害ボランティア人材を各地に増やしていくとともに、それらの人材や人材を擁する団体が、平時から行政と連携・協働する体制を確立していくことが重要である。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

【ボランティア活動の受け入れ・連携】

- 被災者への救援物資の配布、避難所の運営や炊き出し、要配慮者の安否確認やきめ細かな在宅生活支援等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアと積極的に連携すること。
- ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、ボランティアの行政窓口とボランティア活動の連絡・調整（コーディネート）組織を明確に定め、その周知を図ること。
- 避難所運営委員会（仮称）や同委員会が実施する避難所運営会議にボランティアやボランティア団体等に参加を促すなど、平時から顔の見える関係を構築すること。
- ボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会、NPO・NGO・ボランティア団体等と連携し、刻々と変化するボランティアニーズについて把握し、活動者に的確な情報を提供すること。
- 避難者自身にも、ボランティア活動に参加するよう呼びかけること。

【活動基盤の整備】

- ボランティアが安心して活動できるよう、平常時からボランティア保険の普及・活動拠点の整備、活動資材の提供等に努めること。

【連携体制づくり】

- 長期にわたって、継続的かつ効果的なボランティア活動が展開されるよう、平常時からボランティア団体や企業、労働組合等の民間団体相互の連携体制（ネットワーク）づくりを支援すること。

- 令和3年8月の大雨の被害を受けた佐賀県武雄市及び大町町に「避難生活支援アドバイザー」を試行的に派遣
- 佐賀県庁及び佐賀災害支援プラットフォーム（SPF）の協力を得て、内閣府及びJVOADが共同実施

目的) 中長期の避難所運営で災害関連死と健康被害を出さない環境が整っているかを確認し、改善のサポートをする。

期間) 令和3年8月28日（土）～9月1日（水）

- 武雄市・大町町の避難所のアセスメント実施（中長期における生活環境が整っているか「避難所運営体制」「入退所の管理」「出入口」「受付」「ゾーニング」「手指消毒」「トイレ」「空調管理」「居住スペース」「食事」「生活の質」「医療」「物資」「ペット」「外部支援者」「行政職員の対応」「在宅等避難者対応」「緊急時対応」など104項目）
- 新型コロナに関する受け入れの基本（検温・手指消毒・マスク着用、健康チェック、行動履歴等）は対応

- 食事・寝床・換気・衛生（土足禁止の徹底・ゴミ分別・トイレ）要改善
- 感染者が出た時のフローや要配慮者対応に課題
- 地元SPFメンバーらと共に取り組み視点やノウハウ、継続的な支援体制が地元に残るよう配慮



トイレの確保・管理 ①

【トイレ確保・管理のねらい】

- 避難所においてトイレが利用できない事態が発生すると、様々な健康被害や衛生環境の悪化につながることから、状況に応じた手法により十分なトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理すること。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

【平時における対応】

- 災害用トイレには大きく分けて4種類（携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ）あり、それぞれの特性に応じて、使用が想定される時期や準備に必要なものが異なる。上下水道・浄化槽の復旧見込みに応じて、災害用トイレの確保に平時から努めること。
- 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を参考に、トイレの確保・管理計画を作成すること。
- 平時より、地域と十分に協議し、災害用トイレの確保と管理について、理解と協力を得ること。

【発災時における対応】

- トイレならびにトイレを支えるライフラインが機能停止に陥った場合、「排尿・排便を行う場所の確保」「し尿の保管」「し尿の処理・処分」等の手順の代替手段を確保すること。
- 災害用トイレを確保・配備すると同時に、衛生的で快適なトイレ環境を維持すること。
- 衛生環境の維持のために、手洗い水の確保や手洗い方法の周知、トイレ用の履物を別途用意すること。
- 「衛生環境の保持」「臭いや環境汚染への配慮」「人間の尊厳の尊重」などに配慮すること。

【要配慮者への対応】

- すべての被災者が安心してトイレを利用できるよう、障害者や女性等の意見を積極的に取り入れるとともに、障害者用のトイレを一般用とは別に確保するよう努めること。
- 防犯上の観点から、トイレは昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけるとともに、避難所となる施設の状況に応じて、女性用トイレと男性用トイレは離れた場所に設置することが望ましい。

携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について、各地方公共団体において想定される災害の最大避難者数に基づき、改めて携帯トイレ・簡易トイレの必要数を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄すること（「災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について（依頼）」令和4年9月30日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）／消防庁国民保護・防災部防災課長）。

3 トイレの個数（目安）

市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や、国連等における基準を踏まえ、

- ・災害発生当初は、避難者**約 50 人当たり 1 基**
- ・その後、避難が長期化する場合には、**約 20 人当たり 1 基**
- ・トイレの平均的な使用回数は、1 日 5 回

を一つの目安として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。

また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。

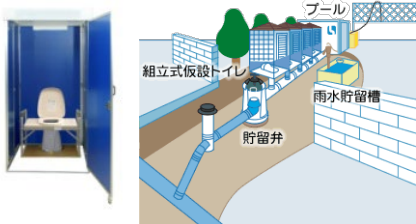
ただし、これらは目安であり、避難所におけるトイレの個数については、避難者の状況や被害の程度等により必要となる個数が異なる。各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数（男女毎も含む）に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力を確保することが重要である。

(参考) 「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」のモデルケース

○トイレの組み合わせモデル（大規模地震発生時の避難所の場合）

携帯トイレ（最大避難者数の3日分）、簡易トイレ（組立式）5セット備蓄あり。

マンホールトイレ5基（プール水確保）整備済み。

この避難所の状況	使用できるトイレの例
<u>発災直後～3日</u> 上水道は断水中。下水道は施設の点検が終わるまでは、使用しないルール。 （流通も麻痺状態）	既設トイレの個室（便座）を活用 携帯トイレ・簡易トイレ（組立式）  ★発災当初は避難者数が多いので、とにかく便器の数を確保する。 ★避難者想定数の3日間は備蓄した便袋を使用した。 ★使用済みの便袋は、体育館裏の軒下に保管することとした。
<u>1週間後</u> 上水道は断水中。下水処理場に被害があったが、マンホールトイレは使用許可がおりる。 近隣市町から、バキューム車数台を確保する。	上記にプラスして、 マンホールトイレ 仮設トイレ（組立式）1基届いた。  ★汲み取りのタイミングを、設置した仮設トイレの便槽の容量・使用人数から換算する。 ★避難所のマンホールトイレが使えるようになると、マンホールトイレを使用する在宅避難者が増加した。
<u>2週間後</u> 流通が復旧し、仮設トイレが届く。 上水道は部分的に復旧したが、この避難所は断水中。 広域でのし尿処理体制が確保される	上記にプラスして、 仮設トイレ  ★仮設トイレが確保できたので、携帯トイレの使用数を減らす。 ★合わせて外灯を設置したが、雨の日に傘がないとトイレに行けないのが不便である。
<u>1カ月後</u> 上水道・下水道の復旧が完了し全面使用可能となる。	★これにより、水洗トイレが使用可能になったため、簡易トイレは全て撤去した。しかし、避難者は大勢いるため、仮設トイレは引き続き使用する。 ★上下水道の復旧により、在宅避難者がトイレを使いに来なくなったため、仮設トイレの数も大幅に減らすことができた。

食料の備蓄・管理（温かい食事の提供）

【食料の備蓄・管理のねらい】

- 炊出しその他による食品の供与は、被災者に対し応急的に炊出し等による食品の提供を行い、一時的に被災者の食生活を確保することが目的。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

- 指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の物資供給計画を作成すること。

【食料】

- 指定避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。
- 備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。
- 温かい食事の提供や栄養管理も考慮すること。地域やボランティアによる炊き出しや、企業による弁当の提供について協定を結んでおく等、具体的な方法を事前に準備しておくこと。
- 避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

【生活用水】

- 飲料水の確保が済んだら、生活用水（飲料水以外に生活に必要な水）の確保についても検討すること。トイレの水、清掃用の水、体を拭くための水、洗濯用の水など、飲料水以外にも生活には水が必要。

【食物アレルギー】

- 食物アレルギーを有する避難者にも配慮し、アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルク等を備蓄すること。食物アレルギー対応食品等についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。

避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応

【食物アレルギー対応の経緯】

- 食物アレルギーを有する避難者への配慮は重要であり、取組指針等において、食物アレルギーに対応した食品の備蓄等について対応を求めている。

【基本的な指針の一部改正】

- 令和4年3月、「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき策定された「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」（平成29年厚生労働省告示第76号）が改正。

- アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第11条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

- アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第5（3）

ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

【通知】

- 厚生労働省は、災害時に食物アレルギー疾患を有する者を含む個別のニーズに応じた栄養・食生活の支援について適切に対応を行うため、平時から各都道府県栄養士会等の関係団体及び都道府県内の連携体制の構築に努めるよう周知（事務連絡「避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）」令和4年3月18日、厚生労働省健康局）。
- 内閣府からも、都道府県防災担当主管部（局）長に対し、厚生労働省からの依頼を踏まえ、市区町村に周知するとともに、避難所における食物アレルギー対策に一層取り組むために、各市区町村と十分連携し、必要な支援を行うよう依頼（事務連絡「避難所等における食物アレルギー疾患を有する被災者への対応について（依頼）」令和4年4月5日、内閣府（防災担当））

寝床の改善（段ボールベッドの活用）

【寝床の改善のねらい】

- 床に長期的に横たわっていると、エコノミークラス症候群を引き起こすだけでなく、埃等を吸い込むことによる健康被害も心配されることから、段ボールベッド等の簡易ベッドを導入すること。
- 国では、災害の状況等に応じ、段ボールベッド等の生活環境の改善に資する物資のプッシュ型支援を進めている。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

- 平時に、災害時に必要となる容量や個数などを検討すること。
- 民間事業者を積極的に活用することとし、備蓄の確保、物資輸送等に関する協定を締結し、災害時に必要な協力を得られるよう準備すること。
- 寝床について、初動は毛布や通気を確保する等、寒さ暑さの緩和に努め、次いで、マットや段ボール仕様等の簡易ベッドを導入すること。
- エコノミークラス症候群を引き起こす血栓の発生防止のため、定期的に体を動かす、弾性ストッキングを導入する等、寝床の充実と併せて、健康被害の抑制に努めること。また、生活不活発病防止のためにも、立ち上がりやすいベッドの導入は効果的。

毛布の備蓄について、各地域における最大想定避難者数に基づいた必要量を確認するとともに、備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄すること（「大規模災害時のための毛布の備蓄について」令和4年12月21日付け事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）／消防庁国民保護・防災部防災課長）。



令和2年7月豪雨（球磨村の事例）



令和2年7月豪雨（人吉市の事例）

熱中症対策実行計画（概要）

改正気候変動適応法に基づき、「熱中症対策実行計画」及び「気候変動適応計画の一部変更」が、令和5年5月30日（火）に閣議決定された。

目標	中期的な目標（2030年）として、 熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減 することを目指す。 （※5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）
計画期間	おおむね5年間
推進体制	熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。
関係者の基本的役割	国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成 地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進 事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策 国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策	4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策 ○地方公共団体における体制整備 ○指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保 ○指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用 ○熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化 ○地方公共団体向けの研修会等の実施
1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供 ○熱中症予防強化キャンペーンの実施 ○シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発 ○電力需給ひっ迫時においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ ○熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す ○救急搬送人員の取りまとめ、公表	5. 産業界との連携 ○消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼
2. 高齢者、こども等の熱中症弱者のための熱中症対策 ○熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化 ○エアコン利用の有効性の周知	6. 熱中症対策の調査研究の推進 ○高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善
3. 管理者がいる場等における熱中症対策 【学校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施 ○教室等へのエアコン設置支援 【職場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発	7. 極端な高温の発生への備え ○地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援 ○熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備 ○熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討 ○熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討
	8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施 ○熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける ○指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認 ○地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

○実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。
極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。

女性の視点を踏まえた避難所運営

【女性の視点を踏まえた避難所運営推進の経緯】

【内閣府男女共同参画局】

- 令和2年5月、内閣府男女共同参画局が、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を公表。都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すもの。

<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/guideline.html>

【防災女子の会】

- 令和3年5月、内閣府防災担当と男女共同参画局の女性職員からの提言「防災女子の会からの提言」が公表され、この中では、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」等の内容を考慮して、女性の視点からの避難所運営を推進していく必要がある旨の提言。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

【女性の活躍環境を確保】

- 女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることを配慮し、避難所の運営責任者、市町村の運営担当者、住民による自主的な運営組織には女性が参画し、女性と男性の双方のニーズに対応する必要があることから、避難所の運営責任者（リーダーや副リーダー）に、女性と男性の両方を配置すること。また、リーダー、食事作りや片付けなど、特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないよう配慮すること。

【女性における衛生面・保安面に配慮を実施】

- 女性に配慮し、生理用品等を備蓄しておくこと。また、女性用品の配布場所を設けること。女性用品を配布する際は、女性が配布を担当すること。
- プライバシーを確保する観点から、間仕切りにより世帯ごとのエリアを設けること。
- トイレ、物干し場、更衣室、休養スペース及び入浴施設は男女別に設け昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置すること。また、女性用トイレの数は、男性用よりも多くすること。

災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～

令和2年5月 男女共同参画局

- 災害は、自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会の在り方（社会要因）により、その被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要。
- 中でも、人口の半分は女性であり、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された女性の視点からの災害対応が行われることが、防災や減災、災害に強い社会の実現にとって必須。
- 都道府県・市町村の防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示すもの。

第1部 7つの基本方針

1. 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基礎となる
2. 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
3. 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
4. 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
5. 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
6. 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
7. 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

第3部 便利帳

災害発生時に現場ですぐに活用できる
チェックリストやポスター等を掲載

備蓄チェックシート
避難所チェックシート
応急仮設住宅・復興住宅チェックシート
男女別統計チェックシート
授乳アセスメントシート
避難所の見守り・相談ポスター
部屋札用ピクトグラムの例
女性の視点からの空間配置図の例
マイ・タイムラインの例
お役立ち情報一覧

◆ 平常時の備え

- ・ 職員の体制と研修
- ・ 地方防災会議
- ・ 地域防災計画の作成・修正
 - 地域防災計画における男女共同参画部局・男女共同参画センターの役割の明記
- ・ 避難所運営マニュアルの作成・改定
- ・ 応援・受援体制（女性職員の積極的な受入れ/派遣）
- ・ 物資の備蓄・調達・配布
- ・ 自主防災組織
- ・ 災害に強いまちづくりへの女性の参画
- ・ 様々な場面で災害に対応する女性の発掘
- ・ 女性団体を始めとする市民団体等との連携
- ・ 防災知識の普及、訓練
- ・ マイ・タイムラインの活用促進
- ・ 男女別データの収集・分析

◆ 初動段階

- ・ 避難誘導
- ・ 災害対策本部
 - 災害対策本部の下に男女共同参画担当部局や男女共同参画センターの職員を配置することの重要性を強調
- ・ 災害対応に携わる女性職員等への支援
- ・ 帰宅困難者への対応
- ・ 女性に対する暴力の防止・安全確保

◆ 避難生活

- ・ 避難所の開設・運営管理
- ・ 避難所の環境整備
 - プライバシーの十分に確保された間仕切りなどについて写真を交えて具体的に提示
- ・ 要配慮者支援における女性のニーズへの対応
- ・ 在宅避難・車中泊避難対策
- ・ 災害関連死の予防
- ・ 物資の供給
- ・ 保健衛生・栄養管理
- ・ 避難所の生活環境の改善
- ・ 子供や若年女性への支援
- ・ 市町村域等を越えた避難生活

◆ 復旧・復興

- ・ 復興対策本部
- ・ 復興計画の作成・改定
- ・ 住まいづくり（応急仮設住宅・復興住宅の提供と運営）
- ・ 復興まちづくり
- ・ 保健・健康増進
- ・ 生活再建のための生業や就労の回復
- ・ 生活再建のための心のケア
 - （男女共同参画センターが行う相談業務の活用）

チェックシートの例

避難所チェックシート

確認日： _____ 確認者： _____

① 避難所のスペース	
プライバシー	☐ 授乳室（椅子、授乳用の枕やクッション、おむつ替えスペース）がある ☐ 男女別更衣室、男女別休憩スペースがある ☐ 男女別更衣室、男女別休憩スペースが離れた場所にある ☐ 間仕切り・パーティションがあり、その高さや大きさなどが、プライバシーの保護の観点から、十分である
要配慮者	☐ 適切な通路が確保され、段差が解消されている ☐ 乳幼児のいる家庭用エリアがある ☐ 介護・介助が必要な人のためのエリアがある ☐ 単身女性や女性のための世帯用エリアがある ☐ 女性専用スペース（女性用品の配置・女性相談）がある ☐ キッズスペース（子供たちの遊び場・勉強・情報提供）や保育エリアがある ☐ 足腰が悪い人のための寝具（段ボールベッド等）が提供されている
トイレ	☐ 安全で行きやすい場所に設置されている ☐ 女性トイレと男性トイレは離れた場所にある ☐ 女性トイレ：女性用品・防犯ブザーの配置、仮設トイレは女性用を多め ☐ 男性トイレ：尿取りパット等の配置 ☐ 多目的トイレが設置されている ☐ 洋式トイレが設置されている ☐ 屋外トイレは暗がりにならない場所に設置されている ☐ トイレの個室内、トイレまでの経路に夜間照明が設置されている ☐ トイレに錠がある
入浴施設	☐ 安全で可能な限りバリアフリーに対応した入浴施設がある ☐ 男女問わず一人で（又は付き添いを受けながら）入浴できる施設がある
安全	☐ 避難所の危険箇所や死角となる場所の把握・立入制限がされている ☐ 間仕切り・パーティションが高い場合は個室の定期確認がされている
その他	☐ 各部室に部屋札（ビクトグラム、やさしい日本語）が設置されている ☐ 掲示板による情報提供（インターネットが使用できない人・情報が届きにくい人向け）がされている

② 避難所の運営体制・運営ルール	
運営体制	☐ 管理責任者には男女両方を配置している ☐ 自治的な運営組織の役員に女性が3割以上参画している ☐ 運営組織に、多様な立場の代表が参画している ・介護・介助が必要な人 ・PTA ・障害者 ・中学生・高校生 ・乳幼児がいる家庭の人 ・外国人（居住者が多い場合）
運営ルール	☐ 避難者による食事作り・片付け、清掃等の負担が、特定の性別や立場の人に偏っていない（男女を問わずできる人で分担） ☐ 女性用品（生理用品、下着等）は女性担当者が配布を行っている
ニーズ把握	☐ 避難者から要望や困りごとを受けられる仕組み体制がある（トイレ等への意見箱の設置） ☐ 女性や子育て・介護中の家庭の要望や困りごとを積極的に聞き取り、運営に反映させている ☐ 避難者名簿を作成し情報管理が徹底されている （氏名、年齢、性別、健康状態、保育や介護を要する状況、避難場所、在宅・車中泊、外部からの問い合わせに対する情報の開示／非開示の可否） ☐ 相談体制の整備、専門職と連携したメンタルケア・健康相談が実施されている
③ 暴力防止・安全の確保	
☐ 配偶者からの暴力の被害者等の避難者名簿の作成と情報管理が徹底されている ☐ 男女一緒に防犯体制がある ☐ 就寝場所や女性専用スペース等へ巡回警備が行われている ☐ 避難所の校庭など、敷地内に車中泊がある場合は、車中泊エリアの巡回警備が行われている ☐ 暴力を許さない環境づくりが整備されている （啓発ポスターの掲示、相談カードの設置、照明の増設、女性や子供は2人以上で行動する、移動する際はまわりの人に声を掛け合う） ☐ 防犯ブザーやホイッスルが配布されている ▶ 不安や悩み、女性に対する暴力等に対する相談窓口、男性相談窓口が周知されている	
④ 衛生環境・感染症予防	
☐ 感染症予防（手洗い・消毒・マスク）対策がされている ☐ トイレの使用方法・汚物の処理などの衛生対策が行われている ☐ トイレ専用の履物（スリッパ等）が使用されている ☐ ゴミの収集や分別が徹底されている ☐ 炊き出しを行う際は、調理の手順の表示や食品の管理、主要なアレルギーの有無の表示、残食の廃棄が徹底されている ▶ 育児用ミルク（粉ミルク/液体ミルク）を配布する際は、授乳アセスメントシートに基づき説明した後に配布している	
⑤ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援	
☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者情報も登録されている（特に要配慮者の把握のため） ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への食料・物資配布の時間や場所がある ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者への支援情報等を伝達する体制が整っている ☐ 在宅避難者を含む指定避難所以外の避難者のニーズを把握する体制がある	

配慮が必要な方への対応

【要配慮者の定義】

○災害対策基本法

- ・主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

○避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

- ・要介護高齢者、障害児者、難病患者、医療的ケアを必要とする者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等

【配慮が必要な方への対応のねらい】

- 避難所において要配慮者の体調が悪くならないように、スペースの確保や、避難者全員で見守る体制づくりが重要。
- 発災直後の避難行動支援について、その重要性が認識されているところであるが、応急期から生活再建までの避難生活についても配慮が必要。

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

- 発災時の要配慮者の支援のため、必要な指定福祉避難所を指定すること。また、指定一般避難所等の一般の避難所内において、必要な場合に高齢者、妊婦・乳幼児、障害者、医療的ケアが必要な者等が要配慮者スペースないし個室を利用できるようあらかじめ考慮すること。
- 災害対策基本法第49条の14に基づく個別避難計画等により、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所等においては、あらかじめ必要な受入準備を検討しておくこと。併せて、入院・入所が必要となった場合に備えた医療施設・社会福祉施設等との連携体制を構築しておくこと。
- 要配慮者が必要とする育児・介護・医療用品や、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の器材について、備蓄又は調達体制の構築を検討しておくこと。
- 在宅避難する要配慮者の安否確認、物資提供、医療・福祉等の支援の方法についても検討しておくこと。
- 上述の支援が的確に実施されるよう、平時から自主防災組織、地区代表者、地域の医療・福祉の関係者等と連携体制を構築しておくこと。
- 被災生活が長期にわたると想定される場合、要配慮者の状況に応じて被災地外の適切な施設等に避難させることについて、他の市町村等と協定を締結しておくことが望ましいこと。

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要 (令和4年法律第50号)

目的 (1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者 (2条)

基本理念 (3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う (デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重 (4条～8条)

- ・国・地方公共団体の責務等 (4条)
※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務 (5条)
- ・国民の責務 (6条)
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力 (7条)
- ・障害者等の意見の尊重 (8条)

基本的施策 (11条～16条)

(1) 障害者による情報取得等に資する機器等 (11条)

- ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
- ②利用方法習得のための取組 (居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
- ③関係者による「協議の場」の設置 など

(2) 防災・防犯及び緊急の通報 (12条)

- ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備
充実、設備・機器の設置の推進
- ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など

(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 (13条)

- ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
- ②事業者の取組への支援 など

(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報 (14条)

- 国・地方公共団体について
- ①相談対応に当たっての配慮
 - ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5) 国民の関心・理解の増進 (15条)

- 機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、
障害者による情報取得等の重要性に関する関心・
理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(6) 調査研究の推進等 (16条)

- 障害者による情報取得等に関する調査研究の
推進・成果の普及

- 障害者基本計画等 (障害者基本法) に反映・障害者白書に実施状況を明示 (9条)
○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等 (10条)

子供の遊び場・学習室の設置

- 子供の遊び場や学習場所への配慮について、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」では、「子どもの遊びや学習のためのスペースの確保等、生活環境の改善対策を講じること」としている。
- 過去の災害において、地元自治体がNPO法人などと連携し、子供の遊び場や学習場所を確保するなどの取組を実施。

○子供の遊び場や学習場所を設置した自治体例

- 平成30 年西日本豪雨
 - ・ 広島市：避難所に食事・勉強用スペース（6 人机）を確保。
 - ・ 倉敷市、総社市：避難所となった学校や公民館等計11 か所に学習スペースを確保。
- 令和元年東日本台風
 - ・ 長野県：避難所に子供の遊び場や学習場所（子供たちの居場所）を確保。
運営はNPO法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト・集楽元快。
- 令和 2 年 7 月豪雨
 - ・ 球磨村：避難所となった学校（廃校含む）計 2 か所に学習場所（自習室）を確保。
運営はNPO法人と球磨村職員。
- 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨
 - ・ 熱海市：避難所となったホテル（金城館）に子供の遊び場と小中学生の学習場所を確保。
運営はNPO法人カタリバ（カタリバ職員が 3 名ほど常駐）。

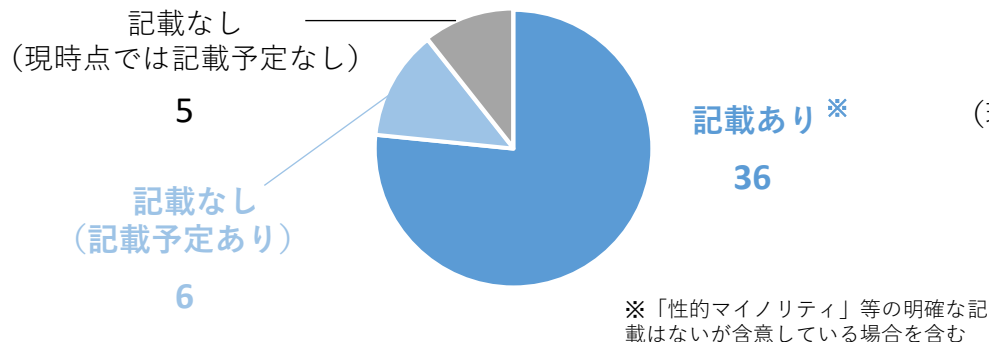
避難所における性的マイノリティの配慮に関する取組調査結果



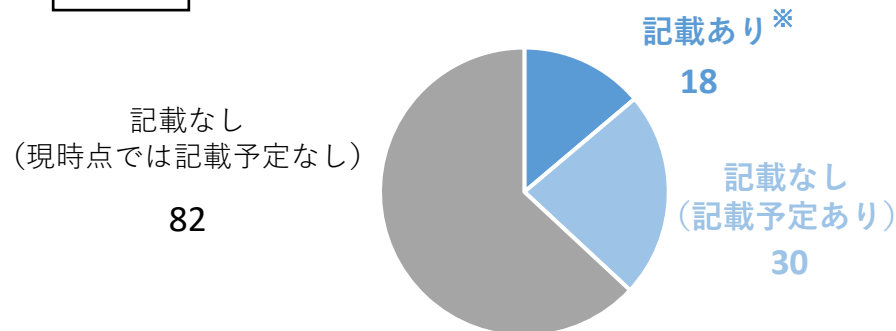
避難所における性的マイノリティへの配慮に関する実情を把握するための調査を実施（R4.5.13時点）

＜調査対象＞ 都道府県：47都道府県、市町村：130市町村（令和3年度の災害救助法適用市町村）

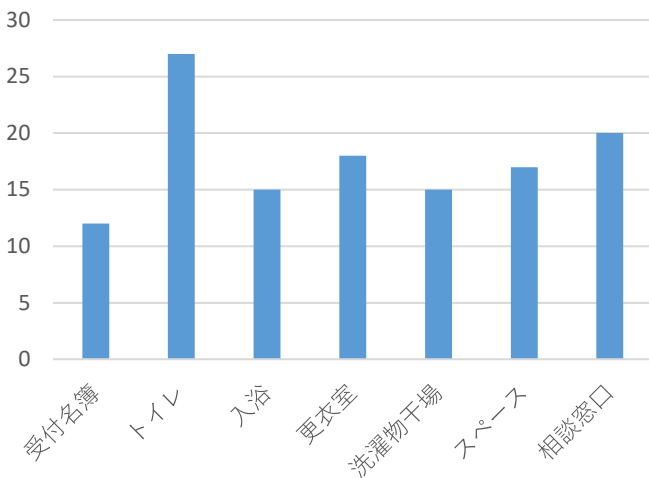
都道府県 ■ マニュアル等への記載について



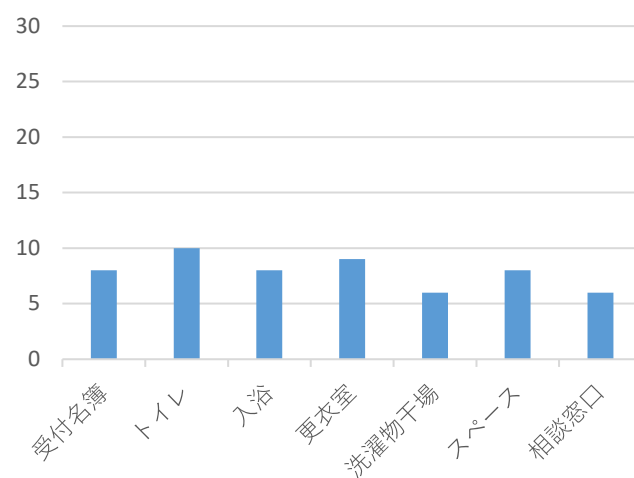
市町村 ■ マニュアル等への記載について



■（記載あり自治体の）具体的な対応方法について



■（記載あり自治体の）具体的な対応方法について



避難所における避難者には、高齢者、障害者、女性、こども、外国人、**性的マイノリティの方など多様なニーズがあることを理解し、避難所運営等に努めて頂くよう依頼**する事務連絡を自治体向け⁴⁷に発出

多様な性について考えよう! ～性的指向と性自認～

あなたは「LGBT (エル・ジー・ビー・ティー)」という言葉を知っていますか?
次の言葉の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) を表す言葉の一つとして使われることもあります。この機会に多様な性について考えてみましょう。
(Sexual Orientation (性的指向) と Gender Identity (性自認) の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります)

性的指向 Sexual Orientation

性的指向とは、どのような性別の人を好きになるか、ということです。
これは自分の意志で選び取るというより、多くの場合思春期の頃に「気付き」ものです。

L

Lesbian レズビアン

女性の同性愛者 (心の性が女性で恋愛対象も女性)



G

Gay ゲイ

男性の同性愛者 (心の性が男性で恋愛対象も男性)



B

Bisexual バイセクシュアル

両性愛者 (恋愛対象が女性にも男性にも向いている)



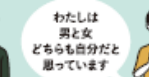
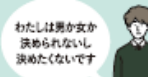
性自認 Gender Identity

性自認 (性の自己認識) とは、自分の性をどのように認識しているのか、ということです。「心の性」と言われることもあります。
多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人もいます。

T

Transgender トランスジェンダー

「身体の性」は男性でも「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため「身体の性」に違和感を持つ人。「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られます。



※性的少数者 (セクシュアルマイノリティ) には、LGBT以外にも、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人や、自分自身の性を決められない・分からない人など、さまざまな人々がいます。

質問 こんな場面をどう思いますか?



サヤカさんの問いかけに対し、何か感じることはありませんか?

- A 特に違和感はありません
- B いきなり彼氏のことを聞くのは失礼だと思う
- C 「恋人=彼氏」って決めつけていいの?

解説は裏面

質問の解説

恋愛対象は異性だけとは限りません。

あなたは男性が好きですか?

女性が好きですか?

それとも好きになる人の性別にはこだわいませんか?

女性の恋人は「彼女」、男性の恋人は「彼氏」と

想定されがちですが、異性を好きになる人だけでなく、

同性や両性を好きになる人もいます。

あるいは、男性にも女性にも恋愛感情を抱かない人もいます。

性はとても多様なのです。



LGBT当事者の意識調査 (2016年7月15日～10月31日実施)

【職場や学校での差別的発言】

15,064人のうち、職場や学校で差別的発言を聞いたことのある当事者は71.7%



【職場や学校でのカミングアウト】

15,064人のうち、職場や学校でカミングアウトしている当事者は27.6%



出典: 公益財団法人人権教育啓発推進センター「LGBT当事者の意識調査」

性的少数者に対する偏見や差別の例

- 「ホモ」「オカマ」「男らしくない」「女らしくない」などからかう
- 「どこかおかしいのでは」「問題があるのでは」「気持ち悪い」などとうわさ話をする
- 本人の了承なく、その人の性的指向や性自認について暴露する (アウトティング)



こうした性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくするためには、異性愛など世の中の多数を占める人の意識や社会のあり方を見直す必要があります。
第1ステップは、多様な性について知る。第2ステップは、習慣・常識を変える。第3ステップは、理解者を増やす。
あなたの行動が社会をよりよく変えるきっかけとなります。

誰もが自分の性を尊重され、
「自分らしく」生きられる社会へ。

ひとりで悩まず相談しよう!

みんなの人権
110番



0570-003-110

相談窓口時間 8:30～17:15 (土・日・祝日を除く)

ペットへの対応

【ペットへの対応のねらい】

- ペットは飼い主にとってはとても大切な存在であるが、動物が苦手な人や動物に対するアレルギーを持っている人も共同して生活を送る避難所では、ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮が必要。
- 避難所ごとの事情等を踏まえ、事前にペットの同伴避難ルール等を決めておくことが重要。

【環境省】

- 環境省は「人とペットの災害対策ガイドライン」を公表しており、これまでの様々な被災経験や対応例をもとに、将来的に生じると考えられる様々な災害にも対応できるように、災害対策の上での基本的な考え方や対応姿勢を記載。

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002/0-full.pdf

【実施にあたってのポイント・留意点】（取組指針、ガイドライン等より）

- ペット同伴避難のルールを確立する
 - ・同居可、同居はできないが飼育スペースあり、動物を連れての避難は不可等の別、等
- ペット滞在ルールを作成、確立する
 - ・飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保、ケージの用意等
- ペット滞在の可否、ペット滞在ルールを事前に周知する
 - ・ペットの居場所が確保できない場合、ペット同行避難者の受入れができる避難所やペットの預け先を紹介できるよう各避難所から到達可能な範囲の施設に関する情報を整理
- ペット滞在ルールの周知、掲示を周知する
- ペット滞在所を設置する

（注）同伴避難

災害の発生時に、飼い主が飼養しているペットを指定避難所などで飼養管理すること（状態）を指す。ただし、指定避難所などで飼い主がペットを同室で飼養管理することを意味するものではなく、ペットの飼養環境は避難所等によって異なることに留意が必要である。これに対し、「同行避難」は、被災者がペットとともに移動を伴う避難行動をすることを指す。

IV. 避難所整備に関する財政措置等



《物資の備蓄に活用可能な財政措置》

普通交付税

○避難所等における非常用物資の備蓄（水、食料、毛布等）については普通交付税措置が講じられている。

災害救助基金（災害救助法）

○災害救助法による給与品（食料、飲料水、毛布等）の事前購入に必要な費用について、基金からの支出が可能

《災害発生後の物資の活用に活用可能な財政措置》

災害救助費負担金（災害救助法）

○災害救助法が適用される災害においては、避難所の設置、維持及び管理に要する費用・食品の供与に要する費用について、同法による国庫負担の対象となる。

（対象となるものの例）

- ・ 消耗器材費の購入（事前の購入分を含む）（例：マスク、消毒液、段ボールベッド等）
- ・ 器物の使用謝金、借上費、購入費（例：畳、パーティション等）
- ・ 建物の使用謝金等（例：ホテル等を避難所とする際の借り上げ料等）
- ・ 福祉避難所の設置・運営に必要な経費
- ・ 炊出しその他食品の供与



《施設設備の整備》

緊急防災・減災事業債（地方債）（令和7年度までの時限措置）

○指定避難所等の公共施設等の整備を行う場合に活用が可能。【充当率100%、交付税算入率70%】

・指定避難所等の公共施設及び公用施設において防災機能を強化するための施設

（例：電源設備等の嵩上げ・上層階への移設、機械施設等への止水板・防水扉の設置等の浸水対策、災害時に倒壊の危険性のあるブロック塀の安全対策、天井に設置している設備の落下防止対策、夜間照明、避難のための屋上階段の設置など避難者の安全性向上のために必要な改修等）

・指定避難所における避難者の生活環境の改善や感染症対策に係る施設

（例：トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための避難収容室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等）

・指定避難所等の公共施設及び公用施設の耐震化

《資機材の整備》

緊急防災・減災事業（特別交付税）（令和7年度までの時限措置）

【特別交付税 措置率0.7】

・避難施設の資機材等整備（非常用発電機、備蓄燃料、暖房器具、簡易浄水器等） 等

※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。

《その他》

（文部科学省）公立学校施設整備事業

（消 防 庁）消防防災施設整備費補助金

（農林水産省）山漁村地域整備交付金、浜の活力再生・成長促進交付金、

（経済産業省）災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金、

災害時の強靱性向上に資する天然ガス利用設備導入支援事業費補助金

（国土交通省）社会資本整備総合交付金等

（環 境 省）地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【施策の概要】

- 災害が発生し避難所等を開設した場合、多数の避難者が集まり、新型コロナウイルス感染症等の感染が発生する懸念があることから、避難所等の衛生環境を整える必要がある。
- 消防庁では関係省庁とも連携し、避難所における衛生環境対策として必要と考えられるものや避難所滞在スペースのレイアウト例を示すなど、適切な取組を要請するため通知等(※)を発出している。
- **感染症対策を含め避難所での備蓄物資の購入に要する経費について地方交付税措置を拡充**することで、取り組みをさらに推進する。

【地方財政措置】

※「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年4月1日付け消防災第62号等)
「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第3版)について」(令和3年5月13日付け消防災第58号等) など

設備の整備等



洗面所



※乾式化・洋式化・自動洗浄

換気扇、洗面所、固定式間仕切り、発熱者専用室、
トイレ・更衣室・授乳室、非接触対応設備、感染防止用備蓄倉庫
など

<緊急防災・減災事業債>

充当率 100%

(交付税算入率 70%)

【拡充】非常用物資の備蓄



マスク



手指消毒液

避難所での備蓄物資の購入に要する経費として、
これまでの一般備蓄物資(水、食料、簡易ベッド等)に加え、
避難所における衛生環境対策に必要な**感染症対策用物資**
(マスク、手指消毒液等)も対象とすることにより、
令和5年度から地方交付税措置を拡充する。

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 各自治体においては、**上記内容を踏まえ**、引き続き指定避難所等における感染症対策のため、
避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講ずるよう努めていただきたい。



【施策の概要】【地方財政措置】

- 自治体は、指定避難所における避難者の良好な生活環境の確保に努めることが求められる。
- 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所における避難者の生活環境改善に係る施設整備に対して、自治体が支出する補助金を、令和5年度から新たに緊急防災・減災事業債の対象とし、取組を支援する。

【事業イメージ】



空調整備



トイレ



授乳室



Wi-Fi

<【新規】緊急防災・減災事業債の活用>

自治体が支出する
補助金に充当
(充当率 100%)

(交付税算入率 70%)

社会福祉法人・学校法人負担

(対象事業)

トイレ、更衣室、授乳室、シャワー、空調、Wi-Fi、バリアフリー化、換気扇、洗面所、男女別の専用室、非接触対応設備、発熱者専用室、避難者のための居室や備蓄倉庫の改造・改築等、固定式間仕切り、感染防止用備蓄倉庫等の整備

【留意事項(助言内容、スケジュール等)】

- 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援について、緊急防災・減災事業債が活用可能であるので、関係部局及び関係団体が連携し、取組を進めていただきたい。
- 関係部局及び関係団体が連携し、民間施設も含めた指定避難所の一層の指定に取り組まれない。